

令和3年第5回広尾町議会臨時会 第1号

令和3年7月27日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 議案第57号 工事請負契約の締結について
- 5 議案第58号 広尾町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第59号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第6号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭

企 画 課 長	及 川 隆 之
住 民 課 長	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子
住 民 課 主 幹	西 脇 直 秀
保 健 福 祉 課 長	宝 泉
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 正
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 泉
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	村 上 洋
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	宝 泉
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	三 浦 直
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	雄 谷 幸
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	浜 頭 清
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 藤 清
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	成 田 ま ゆ み
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	西 脇 優
兼 豊 似 保 育 所 長	成 田 ま ゆ み
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝
農 林 課 長	平 浩
兼 町 営 牧 場 長	平 浩
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷 直
建 設 水 道 課 長	前 田 憲
建 設 水 道 課 長 補 佐	三 上 昌
建 設 水 道 課 主 幹	北 藤 盛
建 設 水 道 課 主 幹	小 川 浩
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	前 田 憲
港 湾 課 長	森 谷
港 湾 課 長 補 佐	安 岡 伸 弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也

社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	寺 井 真

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	保 坂 一 也
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第5回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 本臨時会には、町長から議案3件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第5回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
まず、1点目の職員の新型コロナウイルス発症についてであります。
7月26日、昨日であります。併任発令されております20代の消防職員が発熱の症状により、感染の疑いでPCR検査を受けたところ、陽性が認められ、現在入院中であり。症状は軽症との報告を受けております。

町は、26日午後に新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、情報収集するとともに、とちち広域消防局のガイドラインに基づき、濃厚接触者4人とその疑いのある職員4人に自宅待機を命じ、庁舎内等の一斉消毒作業を実施いたしました。自宅待機者につきましては、同日、PCR検査を行い、全員が陰性でありました。濃厚接触者については、保健所からの指示により、2週間の自宅待機とし、疑いのある職員については、とちち広域消防局及び保健所の助言により、27日、本日から通常業務を再開しております。なお、出動態勢及び災害対応につきましては影響はなく、必要に応じて消防局と連携を図ってまいります。

現在、北海道内においても急速に感染が拡大しております。本町においても、職員の札幌市への出張は原則禁止としており、またプライベートでの不要不急の移動についても原則自粛するよう、また併任である広尾消防職員についても、同様に対策を講じているところであります。

町といたしましては、職員はもちろんのことでありますが、住民の皆様にも夏の再拡大特別対策として引き続き対策をお願いするものであります。今後も住民の皆様にご不便をおかけしないよう、庁舎等関係施設の管理、感染対策を行い、併せて感染した方や濃厚接触となった方などへの誹謗中傷がないよう、住民の皆様と呼びかけてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の敬老会の開催についてであります。

昨年度の敬老会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を受け、やむなく中止したところであります。本年度につきましても、開催に向け、検討を重ねてまいりましたが、従来の方式による開催は、対象者の多さ、会場の狭さ、会食の問題などから困難であると判断いたしました。開催に当たっての課題を解決すべく検討した結果、対象者を75歳以上の全ての高齢者から、喜寿、米寿、長寿の節目の方に限定し、規模の縮小を図ること、お弁当やお酒など、飲食の提供を伴わないものにする事で、開催は可能であると判断いたしました。本年度の敬老会につきましては、ほかにも開催時間の短縮やマスクの着用、手指の消毒など、感染対策を徹底した上で、9月15日水曜日、児童福祉会館大ホールにて開催することといたしました。

なお、従前までは、各町内会にご協力を頂き、実行委員会形式により町内会単位や合同開催で実施しておりましたが、規模が縮小となり、飲食の提供もないことから、町において直営で開催することといたしました。本日開催を予定しております町内会女性部連絡会におきまして報告をさせていただきます。

また、関係予算につきましては、9月定例会において提案を予定しておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、3点目の十勝港まつり代替企画、花火の打ち上げについてであります。本件については、6月開催の第2回定例会において、十勝港まつりの中止を行政報告させていただいたところであります。新型コロナウイルス感染拡大の早期収束を願った代替企画として、多くの町民に自宅付近で花火を楽しんでもらえるよう、町内5か所において花火をリレー式に打ち上げることといたしましたので報告させていただきます。

企画の内容であります。8月14日土曜日の午後7時以降に実施することとし、荒天の場合は、翌15日日曜日に延期をいたします。その後については未定となっております。打ち上げ時間について

てであります、午後 7 時15分に音調津地区、午後 7 時30分に豊似地区、午後 7 時45分に野塚地区、午後 8 時に広尾市街地の 2 か所で花火を打ち上げるところであります。各場所、約10分程度の打ち上げとなるところであります。広報 8 月号のチラシ折り込みと防災無線により町民の皆様に周知を行い、安全・安心に観賞してもらえよう、新型コロナ感染拡大や事故の防止についても周知する運びとなっております。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 57 号

1、議長（堀田） 日程第 4、議案第57号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第57号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第 1 項第 5 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名につきましては、音調津避難施設建設工事であります。

契約額は、5,830万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東 2 丁目138番地、アカイン建設株式会社、代表取締役赤石浩行であります。

工事の概要であります、工事場所は、広尾郡広尾町音調津153番地の 1、木造平家建てであります。建築面積は、374.3平方メートルであります。予定工期につきましては、本議案の議決後、令和 3 年11月30日までであります。

指名業者等の内容であります、株式会社畑下組、アカイン建設株式会社、株式会社浜中建設の 3 業者をもって入札を行い、落札率は97.8%でありました。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第57号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第58号

1、議長（堀田） 日程第5、議案第58号 広尾町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第58号 広尾町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、ごみ処理手数料に係るものであります。この件につきましては、令和元年12月の第4回定例会で条例改正の議決を頂き、その後、半年間、町民の方々にご説明しながら周知を図りまして、昨年、令和2年7月から現在の新料金によるごみ袋の販売を行ったという経緯であります。その際、新料金のための条例につきましては、広尾町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正を行い、その別表で定めるごみ処理手数料の料金について改正したところであります。

料金については、ごみ袋に表示された証紙によって徴収しておりますので、当該条例で規定している手数料の改正を行う際には、同時に証紙の額を定める収入証紙条例の改正を行うこととなります。しかし、先般の廃棄物等条例改正の際、証紙条例の改正が漏れてしまったことから、今回、改正を行いたいとするものであります。本議案の改正条例におきまして、附則で令和2年7月1日に遡って改正適用し、新額面の証紙を追認することで整合を図りたいと考えております。

今後は、こういった事務の遺漏のないよう、一層適正な業務執行に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

改正内容を申し上げます。

お手数ですが、お手元の議案資料1ページをお開きください。

条例の新旧対照表でご説明申し上げます。

このたびのこのような改正漏れを防ぐ手だてとして、条例の連動性を強めるため、今回の改正で、証紙条例の新たな第2条と第3条第1項において、具体的な証紙の種類、金額については、廃棄物等条例で定めてあるという規定に変えるものであります。

事務の遺漏につきまして重ねておわびを申し上げ、今後の事務執行においてこのようなことが再発しないよう、さらに適切な業務点検の徹底に努めてまいります。

何とぞご理解を賜り、議決方よろしくようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

前崎議員。

1、4番（前崎） 今の広尾町収入証紙条例の一部改正条例の制定についての提案説明が行われました。

先ほどの説明の中でもありましたけれども、本来であれば、令和元年12月の定例議会で提案しなければならない案件だったというふうに考えているわけでありますけれども、いわゆる一般的に法令の不遡及の原則というものがございます。とりわけ、憲法第39条に、住民にとって不利益になる法令、条例の制定や改正について、効力を発揮する以前に行われたものは適用されないということで、憲法にも、これはどちらかというと刑事上の規定でありますけれども、何人も実行のときに適法であった行為、これについては刑事上の責任を問わないということの規定がございます。これは一般的にいけば、いわゆる事後法の禁止、後で法律をつくる、この禁止規定ということなのですが、これは憲法に規定をされております。

そういった意味では、法令あるいは条例でも同じでありますけれども、施行と同時にその効力を発揮するものであって、いわゆる将来に向かって適用される。その法令施行後に効力が及ぶという規定でございます。したがって、過去のそういった出来事に適用されない。これがいわゆる法令不遡及の原則ということが、憲法の規定も含めてあるわけでありますけれども、今回の部分については、年度またがって、令和2年7月まで遡及するということなのですが、憲法上の規定と併せて、この整合性について、どういうふうに認識されているか、ご説明いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 西脇住民課主幹。

1、住民課主幹（西脇） ご説明申し上げます。

ただいま、前崎議員のご指摘のような点も含めて、内部でいろいろと検討はさせていただきました。そして、内部検討に加えまして、北海道町村会の法務支援室にもこの件についての経緯を全て提示して意見を、助言を求めたところであります。その助言の内容でありますけれども、今回、片方の廃棄物条例は議決、施行されたと。証紙条例について、このような遡及適用をしてよろしいかということで伺ったのでありますけれども、事実上、もう無効とは言えないので、この適用は別に法的に問題はないであろうという助言は頂きました。ただ、最終的に自治体が判断をしてくださいということでありまして、再び内部でも検討をいたしまして、今、この法的なことを厳格に適用することは大変大切なことなのでありますけれども、既にお支払いいただいたごみ袋証紙の件、それから取り扱いいただいている販売店さんへのいろいろなご迷惑、影響を考えまして、法的な問題はないという助言を得ておりますので、今回、遡及適用ということで判断をさせていただいたような

次第であります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほど法令の不遡及の原則の説明をお話ししましたがけれども、例えば同じ法令の不遡及適用についても、国民、住民に利害関係が直接及ばない、あるいは国民、住民、関係者にとって利益になる場合、これは遡及して法令適用できるという規定がございます。例えば、ゴミ袋が100円のが50円に値下げするとか、そういう部分については遡及適用できますけれども、一般論として、冒頭申し上げたように、法律はもともと将来に向かって適用されるということですから、過去に過ぎ去った事実、これについては適用されないというこれがいわゆる法の精神、法令不遡及の原則ということになっております。

この間、議会としても、二元代表制の一機関として、本来であれば令和元年度の定例議会において、十分なチェック機関としての機能を果たすべきだったのでしょうかけれども、そういった意味では、過日の議員協議会でも理事者のほうから陳謝がございましたけれども、私はまずこの部分についても、住民の方に対してそういった部分を行うことが私は適切かと思うのですがけれども、これらについて理事者の認識、見解を求めたいと思います。

1、議長（堀田） 西脇住民課主幹。

1、住民課主幹（西脇） 今、前崎議員のおっしゃったこと、全くそのとおりであるという、法的な捉えではあります。先ほども申し上げましたように、例えば法に厳格に向き合って、一度お支払いいただいたお金をお返しして、再度またというようなことになると、本当に大きな影響があるということ。それから、法的にも住民の方々には、十分ご説明させていただいて、ご理解を頂いた上での廃棄物条例の改正をしたというようなこともありますので、大きな影響を考えまして、今回このような対応とさせていただくという判断になったものでございますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 内容については、住民課の主幹からお話をさせていただきました。前崎議員おっしゃるとおり、不遡及の適用という部分、私どもも十分認識をしております、それも踏まえて町村会の法務支援室にもどのような対応が可能かというところで照会をさせていただいて、ご意見を頂いての今回提案となったところであります。

原則として、前崎議員もおっしゃったように、廃棄物の処理の部分については条例の可決を頂きました。それで、料金の改正を行っておりますけれども、証紙の部分については、その使用料をどのような方法で頂くかと、町民の皆さんから現金で頂くのか、証紙で頂くのかということを取り決

めした条例でありますので、その部分については、法的な根拠が今回の条例改正をしていないという部分では法的な根拠がないというご意見を頂いています。そこで、どうしたらいいのかというところについては、何回も申し上げますとおり、議員もおっしゃっているとおり、本来であれば町民の皆さんにその分をお返しして新たな証紙を発行していただくと、そういう手続を取るのが本来なのですが、先ほど主幹からも申し上げましたとおり、もう施行されて1年経過して、ほとんどの証紙がもう使われているという状況からして、町民の皆さんから返還をしていただいて新しいものを交付するということが不可能でありますので、それを解消するためには遡及適用して条例を改正させていただくと、こういう方法以外にはないのではないかということで、今回、大変ご迷惑をおかけしましたけれども、条例改正をさせていただいて、ご理解を頂きたいなというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ほかに。

6番、志村議員。

1、6番（志村） 1つ確認なのです。この条例改正の私どもの賛否の判断として、確認させてほしいのですが、このことによって住民に対して実損があったとは私ども判断していないのですけれども、そういう判断でよろしいでしょうか。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） 志村議員さんからのご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、廃棄物の処理の条例については、皆さんのご理解を頂いて、町民のご理解を頂いて議決を頂きました。先ほども申し上げましたとおり、その徴収の方法、収入の方法をどのようにするかという部分の改正を怠っていたというところでありまして、現金で収入するのか、証紙で収入するのかというところを怠っていたというところでありまして、町民の皆さんには、実害といいますか、実損はなかったというふうに理解をしておりますけれども、ご迷惑をおかけしたという点では、おわびを申し上げたいと思います。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第58号 広尾町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第59号

1、議長(堀田) 日程第6、議案第59号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第59号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第6号)について、提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,774万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次、4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正のまず歳入であります。あわせて、事項別明細書もお開きいただければと思います。

ちょっと待ってください。

1、議長(堀田) 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

再開します。

1、町長(村瀬) 事項別明細書は、3ページであります。

21款1項4目辺地及び過疎対策事業債は、農林人材育成支援センターの改修工事に係ります過疎対策事業債の計上であります。

議案書5ページであります。

2款1項2目庁舎管理費は、役場庁舎防火水槽設備の修繕料の追加であります。

5款2項4目農林人材育成支援センター費は、支援センターの屋根等の改修工事の追加であります。

12款1項予備費は、全体予算を調整するものであります。

続きまして、議案書の6ページであります。

第2表、地方債補正の変更であります。

過疎対策事業債につきまして、限度額を変更するものであります。町債の合計に300万円を追加し、7億5,990万円とするものであります。

以上で、議案第59号についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第59号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和3年第5回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時30分